

テーマ8 庁内会議の記録の作成・保存

(2) 記録形態の基準

〔改善案〕

- ・ 県の政策や重要な意思決定に係る事項を協議することを目的とした庁内会議については、政策等決定過程を事後的により詳しく検証することができるようにするため、原則として会議録を作成するものとする。
 - ・ 上記以外の庁内会議についても、テーマ2「文書管理」において、「文書の作成義務等の明確化」を規定することを踏まえ、会議録、会議録要旨又は会議概要を作成するものとする。
- ※ 単なる伝達、報告のための会議については、復命書や業務報告書をもって会議録等に代えることができるものとする。

「上記以外の庁内会議」における、会議概要を作成する会議の例について

県の政策や重要な意思決定に係る事項を協議することを目的とした庁内会議	原則として、会議録を作成
上記以外の庁内会議（案）	
ア 協議が行われる会議（過程を記録して、事後に検証することが想定されるもの）	会議録又は会議録要旨を作成
イ 協議が行われる会議（アを除く） 例）制度内容についての質疑応答に終始した会議 など	会議概要を作成
ウ 単なる伝達・報告のための会議	復命書や業務報告書に代えることができる。